

○予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて

平成 6 年 4 月 19 日 6 経第 750 号
大臣官房経理課長から大臣
官房地方課長、各局長、統計
情報部長、農林水産技術会
議事務局長、各庁長官、農林
水産研修所長、北海道開発
局長、沖縄総合事務局長あ
て

最近改正 令和 6 年 6 月 27 日付け 6 予第 582 号

予算決算及び会計令第 85 条の基準については、「予算決算及び会計令第 85 条の基準について」（平成 6 年 4 月 19 日付け 6 経第 527 号農林水産事務次官依命通達）をもって定められたところであるが、その運用に関しては、下記により取扱われたい。

記

1 本基準の運用の基本方針

- (1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある
と認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札
の決定を保留し、契約担当官等（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第
1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が予算決算及び会計令（昭和 22
年勅令第 165 号。以下「令」という。）第 86 条の調査を行うものとする。
- (2) 本基準に該当する場合であっても、令第 86 条の調査の結果、当該申込みに係る
価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者
を落札者とするものとする。
- (3) 令第 86 条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、そ
の者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を
具体的に判断するため、次の事項について行うものとする。
 - ア 当該工事の請負又は製造その他の請負を行うに当たって当該入札者が予定し
ている労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項
 - イ アの適否
 - ウ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの
主張がある場合におけるその適否
 - エ 当該入札者の経営状態

2 本基準の運用

- (1) 本通知における「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費等」、「直接測量費」、「測量調査費」、「直接人件費」、「特別経費」、「直接経費」、「直接調査費」及び「間接調査費」の用語の定義については原則として、それぞれ次の要綱等の例によるものとする。

- ア 土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改 D 第 24 号農林水産事務次官依命通知）
- イ 公共建築工事積算基準（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 経第 1987 号大臣官房経理課長通知）
- ウ 官庁施設の設計業務等積算基準（平成 17 年 6 月 17 日付け国営整第 43 号国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長通知）
- エ 測量業務の価格積算基準（平成 5 年 3 月 25 日付け 5 構改 D 第 155 号構造改善局長通知）
- オ 設計業務の価格積算基準（平成 5 年 3 月 25 日付け 5 構改 D 第 157 号構造改善局長通知）
- カ 地質、土質調査の価格積算基準（平成 5 年 3 月 25 日付け 5 構改 D 第 156 号構造改善局長通知）
- キ 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領の制定について（平成 14 年 3 月 22 日付け 13 農振第 3155 号農村振興局長通知）
- ク 森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）
- ケ 森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領の制定について（平成 7 年 4 月 1 日付け 7 林野治第 1078 号林野庁長官通知）
- コ 漁港漁場関係事業工事費算定基準の制定について（平成 13 年 4 月 13 日付け 12 水港第 4844 号漁港漁場整備部長通知）

- (2) 工事の請負契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に、100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 9.2 を超える場合にあつては 10 分の 9.2 とし、10 分の 7.5 に満たない場合にあつては 10 分の 7.5 とする。

- ア 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

- (3) 製造その他の請負契約のうち、次の業種区分の表に掲げる業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の請負契約ごとに 10 分の 6 から 10 分の 8.1 まで（測

量にあつては請負契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査にあつては請負契約ごとに3分の2から10分の8.5まで)の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、建設コンサルタント等業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量及び地質調査を除く請負契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあつては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、測量の請負契約にあつては、その割合が10分の8.2を超える場合にあつては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、地質調査の請負契約にあつては、その割合が10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建設コンサルタント(建築に関するもの)及び建築士事務所	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサルタント(土木関係のもの)及び計量証明	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
土地家屋調査、補償コンサルタント、不動産鑑定及び司法書士	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(4) (2)又は(3)により算定しがたい場合等については、工事は10分の7.5から10分の9.2まで、建設コンサルタント等業務(測量及び地質調査を除く。)は10分の6から10分の8.1まで、測量は10分の6から10分の8.2まで、地質調査は3分の2から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合とする。

(5) 製造その他の請負契約（(3)に掲げる業種に係る契約を除く。）に係る調査基準価格の算定に当たっては、予定価格に10分の6を乗じて算出する。

(6) 他省庁に支出負担行為を委任しているものについては、当該省庁の基準によるものとする。

3 本基準に関する事務手続

(1) 基準価格の設定

契約担当官等は、対象に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは、事務の適正な執行を確保するため、予定価格の算出の基礎となる仕様書、計算書等により、基準価格を算出し、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的な金額を「（調査基準価格〇〇円）」と記載し、さらに当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「（調査基準価格の100/110〇〇円）」と記載しておくものとする。

(2) 有資格者への周知

本制度の円滑な運用を図るため、契約担当官等は、入札心得に次の事項を明示するとともに、現場説明及び入札執行の際に説明し問題が発生しないよう配慮するものとする。

ア 予決令第85条の基準があること。

イ 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

ウ 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

エ 基準価格を下回った入札を行った者は事後の事情聴取に協力すべきこと。

(3) 入札の執行

入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、会計法第29条の6第1項ただし書の規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(4) 調査の実施

契約担当官等は、基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて次のような内容により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

ア 工事の請負契約

(ア) その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。

(イ) 契約対象工事付近における手持工事の状況

(ウ) 契約対象工事に関連する手持工事の状況

(エ) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件

- (オ) 手持資材の状況
- (カ) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (キ) 手持機械数の状況
- (ク) 労務者の具体的供給見通し
- (ケ) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (コ) 経営内容
- (サ) (ア)から(コ)までの事情聴取した結果についての調査検討
- (シ) (ケ)の公共工事の成績状況
- (ス) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- (セ) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）
- (ソ) その他の必要な事項

イ 製造その他の請負契約のうち、建設コンサルタント等業務の請負契約

- (ア) その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
- (イ) 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制
- (ウ) 手持の建設コンサルタント業務等の状況
- (エ) 手持機械等の状況
- (オ) 過去に請け負った官公庁発注建設コンサルタント等業務名及び発注者
- (カ) 経営内容
- (キ) (ア)から(カ)までの事情聴取した結果についての調査検討
- (ク) (オ)の建設コンサルタント業務等の成績状況
- (ケ) 経営状況
- (コ) 信用状況
- (サ) その他必要な事項

ウ 製造その他の請負契約（イに掲げる契約を除く。）

- (ア) その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
- (イ) 契約対象請負業務付近における手持請負業務の状況
- (ウ) 契約対象請負業務に関連する手持請負業務の状況
- (エ) 契約対象請負業務箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件
- (オ) 手持資材の状況
- (カ) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (キ) 手持機材数の状況
- (ク) 労務者の具体的供給見通し
- (ケ) 過去に請け負った官公庁発注業務名及び発注者
- (コ) 経営内容
- (サ) (ア)から(コ)までの事情聴取した結果についての調査検討

- (シ) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
 - (ス) 信用状態（関係法律違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）
 - (セ) その他の必要な事項
- (5) 調査の結果適合した履行がされると認められる場合の措置
- 契約担当官等は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。
- (6) 調査の結果適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置
- 契約担当官等は、調査の結果最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは調査の結果及び意見を記載した書面（4通）を作成し、契約審査委員（3名）に提出し、その意見を求めなければならない。
- (7) 契約審査委員の審査及び意見の表示
- 契約審査委員は、契約担当官等から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は多数決によるものではなく、個別の意見を表示するものとする。
- (8) 契約審査委員の意見に基づく落札者の決定等
- ア 契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見が契約担当官等の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、契約担当官等は最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。なお、次順位者が基準額を下回る入札者であった場合には、(4)以降と同様の手続によるものとする。
- イ 契約担当官等は、契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。
- ウ 契約担当官等は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とししない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。
- (9) 財務大臣及び会計検査院への書面の提出
- 契約担当官等は、次順位者を落札者と決定したときは、遅滞なく当該競争に関する調書に調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を

記載した書面の写しを添付し、３部を農林水産大臣へ提出するものとする。

このうち、１部は財務大臣あて、１部は会計検査院長あてとする。

(10) 調査結果等の公表

ア 調査の対象となった入札については、当該工事に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する書面に次のとおり記載するものとする。

(ア) 最低価格入札者を調査した結果、落札者とした場合

最低価格入札者の摘要欄等に「低入札価格調査実施・落札」

(イ) 最低価格入札者を落札者とせずに、次順位者を調査した結果、落札者とした場合

a 最低価格入札者の摘要欄等に「低入札価格調査実施」

b 次順位者の摘要欄等に「低入札価格調査実施・落札」

(ウ) 最低価格入札者を落札者とせずに、次順位者を調査せず落札者とした場合

a 最低価格入札者の摘要欄等に「低入札価格調査実施」

b 次順位者の摘要欄等に「落札」

イ 調査結果の概要

(ア) (4)の各項目に係る調査結果の概要

(イ) (6)の契約担当官等の調査結果及び意見

(ウ) (7)の契約審査委員の意見

附 則（平成 15 年 10 月 31 日 経第 1021 号）

この通達は、公布の日から施行し、平成 15 年 12 月 1 日以降に入札手続きを開始する契約から適用する。ただし、消費税に係る改正については、公布の日から適用する。

附 則

本通知は、平成 20 年 5 月 7 日以降に入札手続きを開始する請負契約から適用する。

附 則

本通知は、平成 21 年 4 月 1 日以降に入札手続きを開始する請負契約から適用する。

附 則

本通知は、平成 21 年 6 月 10 日以降に入札手続きを開始する請負契約から適用する。

附 則

本通知は、平成 22 年 4 月 1 日以降に入札手続きを開始する請負契約から適用する。

附 則

本通知は、平成 23 年 4 月 1 日以降に入札手続を開始する請負契約から適用する。

附 則

本通知は、平成 25 年 5 月 16 日以降に入札手続を開始する請負契約から適用する。

附 則

- 1 本通知は、平成 26 年 4 月 1 日以降に入札手続を開始する請負契約から適用する。
- 2 2 (3) 表中、業種区分「建設コンサルタント（土木関係のもの）及び計量証明」及び「土地家屋調査、補償コンサルタント、不動産鑑定及び司法書士」の③、④に係る部分については、平成 27 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。

附 則

本通知は、平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う請負契約（予定価格が 1,000 万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則

本通知は、平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う請負契約（予定価格が 1,000 万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則

この通知は、平成 31 年 10 月 1 日以後に締結する契約（平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しは平成 31 年 10 月 1 日以後になされるものを含む。）から適用する。

附 則

この通知は、令和元年 5 月 15 日以降に入札公告等を行う請負契約（予定価格が 1,000 万円を超えるものに限る。）から適用する。

附 則

本通知は、令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事の請負契約（予定価格が 1,000 万円を超えるものに限る。）から適用する。

附 則

この通知は、令和 6 年 8 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告等を行う請負契約（予定価格が 1,000 万円を超えるものに限る。）から適用する。